公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３７０号
静岡県三島市錦が丘８番地の10
債務者　株式会社プレミアムキッズ
代表者代表取締役　福原　英人
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後２時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
奈良市六条西５丁目１番９－２号
債務者　株式会社プリズン
代表者代表取締役　吉田　幸世
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時20分
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３２０号
宮崎市花ヶ島町立毛1032番地７、前本店所在地宮崎市清武町加納甲1733番地４
債務者　株式会社アール・アール・ビー
代表者代表取締役　矢野　洋一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後２時
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８６７号
広島市佐伯区湯来町白砂31―22
債務者　株式会社Ｂ－ＳＴＹＬＥ
代表者代表取締役　小田　裕造
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２０４号
大阪市中央区東高麗橋３番８号
債務者　昌栄産業株式会社
代表者代表取締役　下村　　尚
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１７号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目４番14号
債務者　株式会社創栄企画
代表者代表取締役　坂田　栄一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１８号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目４番14号
債務者　株式会社プロフィット
代表者代表取締役　坂田　栄一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０号
北海道室蘭市中央町３丁目３番４号
債務者　株式会社ネクストホーム
代表者代表取締役　堤　　真
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前11時30分
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
大津市南志賀３丁目１番27号
債務者　有限会社ムラキ
代表者代表取締役　小多　　哲
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　共衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前10時10分
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６号
京都府京丹後市峰山町新町537番地
債務者　丹後峰山精練株式会社
代表者代表取締役　鴨田　美紀
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午後１時30分
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２０６３号
横浜市鶴見区潮田町３丁目135番地４メゾンドベル101号
債務者　有限会社エフ、シー、シー、サービス
代表者代表取締役　杉本　　敦
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上升　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２８号
埼玉県川口市差間３丁目29番35―６号
債務者　ダイシン建設株式会社
代表者代表取締役　吉橋　信一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久山　竜治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１６２号
大阪市東住吉区杭全１丁目15番18号大西ビル３階
債務者　株式会社ユーシン
代表者代表取締役　内野　　健
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　歌織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９８号
さいたま市浦和区岸町６丁目５番22―101
債務者　有限会社幹書房
代表者取締役　関　　泰邦
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
石川県白山市森島町あ３番地の32、商業登記簿上の本店所在地石川県白山市森島町あ３番地の33
債務者　有限会社ウィズ
代表者代表取締役　森田　輝雄
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酢谷　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前10時
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２２２号
さいたま市南区別所３丁目38番21号
債務者　株式会社オフィス・キー
代表者代表取締役　木下喜一郎
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁藤　仁士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係